

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十月十五日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 花園本庄線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地先まで から同市北堀字前田一九二七番二 本庄市北堀字田端一三一番二地先	地先まで から同市北堀字前田一九二七番二 本庄市北堀字田端一三一番二地先	区 間
三二・五〇 〃 二一・六三	三一・九一 〃 一八・六六	敷地の幅員 (メートル)
二三二・一〇	二三二・一〇	延 長 (メートル)
		備 考